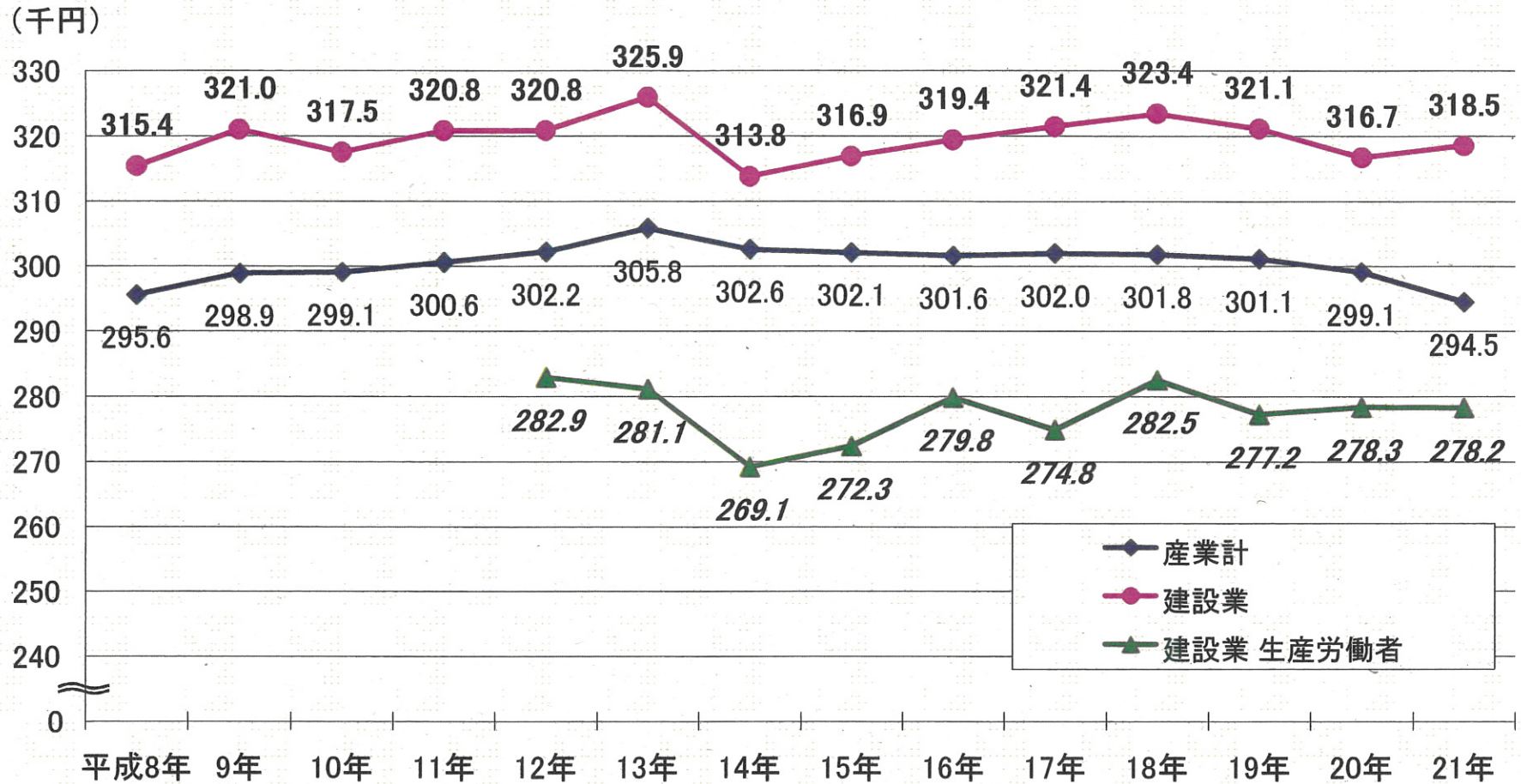


図3 所定内給与額の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注 1) 10人以上の常用労働者(2頁の注4参照)を雇用する民営事業所に雇用される常用一般労働者(2頁の注4、5参照)(男女計)について集計したものである。

2) 「所定内給与額」とは、「きまって支給される現金給与額」(3頁の注2参照)から超過労働給与額を除いたものをいう。

3) 生産労働者とは、主として物の生産が行われている現場、建設作業の現場(補助部門を含む。)等における作業に従事する労働者をいう。具体的には、建設現場で直接建設作業に従事する労働者である。

4) 平成11年以前の建設業生産労働者(男女計)については集計していない。

表1 年次、産業、労働者の種類別年齢、きまって支給する現金給与額及び所定内給与額

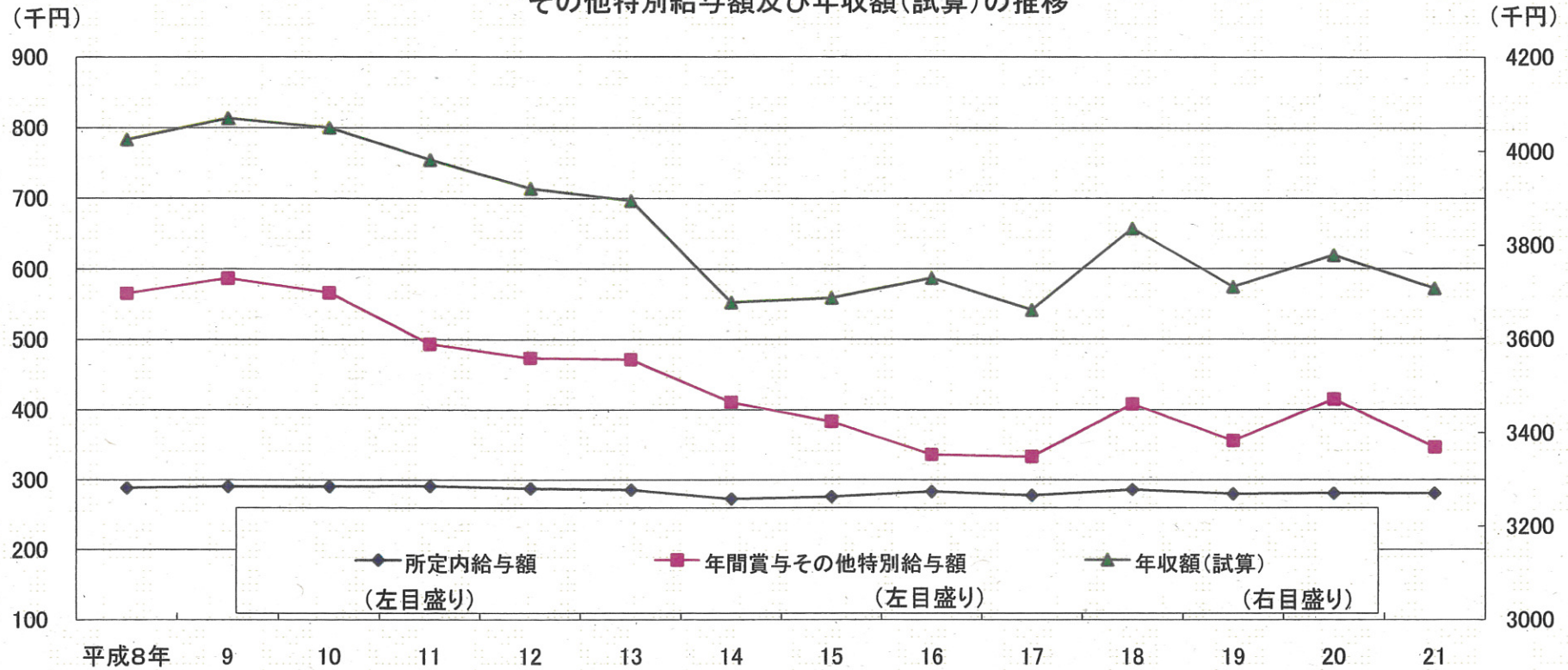
年	産業計			建設業			建設業 生産労働者		
	年齢	きまって 支給する 現金 給与額	所定内 給与額	年齢	きまって 支給する 現金 給与額	所定内 給与額	年齢	きまって 支給する 現金 給与額	所定内 給与額
平成8年	39.3	321.4	295.6	41.0	336.5	315.4	-	-	-
平成9年	39.5	326.9	298.9	41.4	342.9	321.0	-	-	-
平成10年	39.4	324.7	299.1	41.2	337.6	317.5	-	-	-
平成11年	39.7	325.9	300.6	41.5	342.2	320.8	-	-	-
平成12年	39.8	330.0	302.2	41.5	341.8	320.8	43.2	305.8	282.9
平成13年	39.9	333.3	305.8	41.7	347.4	325.9	43.2	305.1	281.1
平成14年	40.1	329.2	302.6	41.9	332.7	313.8	43.2	290.1	269.1
平成15年	40.3	329.8	302.1	42.0	336.0	316.9	42.9	293.5	272.3
平成16年	40.4	330.2	301.6	42.5	339.9	319.4	42.9	303.0	279.8
平成17年	40.7	330.8	302.0	43.0	342.4	321.4	43.6	297.6	274.8
平成18年	41.0	330.9	301.8	42.7	346.4	323.4	44.0	309.0	282.5
平成19年	41.0	330.6	301.1	43.1	345.8	321.1	43.5	304.8	277.2
平成20年	40.9	328.8	299.1	43.2	342.2	316.7	43.7	306.1	278.3
平成21年	41.1	318.1	294.5	43.7	341.8	318.5	43.3	303.0	278.2

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- 注 1) 10人以上の常用労働者(2頁の注4参照)を雇用する民営事業所に雇用される常用一般労働者(2頁の注4、5参照)(男女計)について集計したものである。
- 2) 「所定内給与額」とは、「きまって支給される現金給与額」(3頁の注2参照)から超過労働給与額を除いたものをいう。
- 3) 生産労働者とは、主として物の生産が行われている現場、建設作業の現場(補助部門を含む。)等における作業に従事する労働者をいう。具体的には、建設現場で直接建設作業に従事する労働者である。
- 4) 平成11年以前の建設業生産労働者(男女計)については集計していない。



図4 建設業生産労働者(男)の所定内給与額、年間賞与  
 その他特別給与額及び年収額(試算)の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注 1) 10人以上の常用労働者(2頁の注4参照)を雇用する民営事業所に雇用される常用一般労働者(2頁の注4、5参照)について集計したものである。

2) 「所定内給与額」とは、「きまって支給される現金給与額」(3頁の注2参照)から超過労働給与額を除いたものをいう。

3) 「年間賞与その他特別給与額」とは、調査年前年1月から12月までの1年間における賞与、期末手当等特別給与額をいう。

4) 「年収額(試算)」とは、「所定内給与額」×12+「年間賞与その他特別給与額」により試みに算出した値である。

表2 建設業生産労働者(男)の所定内給与額、年間賞与その他特別給与額  
及び年収額(試算)の推移

	年齢	所定内 給与額	年間賞与 その他特 別給与額	年収額 (試算)
	歳	千円	千円	千円
平成8年	43.6	288.2	565.4	4023.8
9	43.7	290.2	586.9	4069.3
10	43.1	290.2	566.4	4048.8
11	43.3	290.6	493.4	3980.6
12	42.8	287.2	473.4	3919.8
13	42.8	285.2	471.5	3893.9
14	42.9	272.3	410.3	3677.9
15	42.7	275.4	382.8	3687.6
16	42.7	282.8	335.8	3729.4
17	43.4	277.4	332.7	3661.5
18	43.9	285.6	407.5	3834.7
19	43.3	279.6	355.6	3710.8
20	43.5	280.3	414.2	3777.8
21	43.2	280.1	346.0	3707.2

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- 注 1) 10人以上の常用労働者(2頁の注4参照)を雇用する民営事業所に雇用される常用一般労働者(2頁の注4、5参照)について集計したものである。
- 2) 「所定内給与額」とは、「きまって支給される現金給与額」(3頁の注2参照)から超過労働給与額を除いたものをいう。
- 3) 「年間賞与その他特別給与額」とは、調査年前年1月から12月までの1年間における賞与、期末手当等特別給与額をいう。
- 4) 「年収額(試算)」とは、「所定内給与額」×12+「年間賞与その他特別給与額」により試みに算出した値である。